

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
1	平成29年2月総合事業説明会	ケアマネジメントAのモニタリングについて、従来のモニタリングと多少文言が変わっているが、具体的にはどういった変化が考えられるのかわかりづらかったので教えてもらいたい。	<p>介護予防支援におけるモニタリングでは、「おおむね3カ月に1回利用者宅へ訪問し面接すること」となっているが、ケアマネジメントAにおけるモニタリングでは「おおむね3カ月に1回何らかの方法でモニタリングを実施すること」とし、3か月に1回のモニタリングのために、利用者宅へ訪問すること自体は義務とはしていない。</p> <p>利用者宅への訪問のかわりに、利用者に居宅支援事業所や地域包括支援センターへ来所してもらい事業所で面談したり、電話による対応でも代替可能としている。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
2	平成29年2月総合事業説明会	ケアマネジメントAの利用者が、訪問型サービスAと訪問型サービスBを併用する場合の提出書類について詳しく伺いたい。	<p>ケアマネジメントAの利用者が訪問型サービスAと訪問型サービスBを併用する場合は、ケアマネジメントAで利用する一連の様式を使用する。(従前の介護予防支援と同様。)</p> <p>ケアマネジメント実施者は、従前の介護予防支援と同様に、利用者・家族及びサービス提供事業所にケアプランの交付を行う。</p> <p>介護予防ケアマネジメントガイドラインp93・94も参照されたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
3	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	<p>訪問型サービスBの利用希望があり、A表を作成しサービスを利用した。その後、サービス内容の追加の希望があった場合には、A表の再作成が必要か？その場合にはプラン料を新たに算定することが可能か。</p> <p>また、同月にA表が複数回作成した場合には、同月に何度もプラン料を算定可能か？ (たとえば、当初は①電球交換、②換気扇掃除のみの希望であったが、その後③草取りの依頼があったなどのケース)</p>	<p>(ケアマネジメントCの手順の流れは介護予防ケアマネジメントガイドラインp66を、細かい手順・考え方についてはp98を、ケアプランの記載例はp101を参照のこと。)</p> <p>サービス内容を新たに追加する場合は、A表の再作成が必要となる。この場合には、ケアプランを再作成しているため、作成した月に対して介護予防ケアマネジメントC費を請求することが可能。</p> <p>介護予防ケアマネジメントC費は、1月につきの算定であるため、同月に複数回作りなおしをしても算定できるのは1回分のみである。</p> <p>介護予防ケアマネジメントガイドラインp70Q22、p71Q24も参照されたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
4	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	通常のケアマネジメントでは、介護保険の有効期間の終了時期を把握し、介護保険の更新の申請がなされるように必要な援助をおこなわなければならないが、ケアマネジメントCでは必要か？	ケアマネジメントCで作成したケアプランの有効期間内に認定有効期間の終了時期が来る場合であって、利用者が認定の更新を希望する場合は援助を行う必要がある。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
5	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	要支援2なのか要介護1なのか微妙な場合には、双方のプランを作る必要があるのか？	<p>要支援2か要介護1か判断がつかない場合は、要支援・要介護両方の暫定プランを作っておいていただくことが望ましい。</p> <p>例えば、要支援2と見込んで暫定ケアプランを作成していたが、結果が要介護だった場合、要介護のケアプランが無いと給付が行えないが、単にケアプランの種類が違ふことで給付が受けられないことは利用者の不利益になるため、このようなケースについては、現在、要支援の暫定ケアプランを要介護のケアプランとみなし、「自己作成扱い」として給付を行うように対応している。</p> <p>しかし自己作成扱いとした場合、ケアプラン料については支払うことが出来ないため、ケアマネジャーが不利益を被ることになる。こうしたことを避ける為に、要支援・要介護、双方の暫定ケアプランを作成していただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
6	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	暫定でプランを作る場合には、要介護とみこんで、プランを作った方が、サービス提供上問題はないのか？	<p>暫定ケアプランを作成する場合に、必ずしも要介護と見込むのが適切とは言い切れない。</p> <p>要支援となるか要介護となるか判断がつかない場合は、要支援・要介護両方の暫定プランを作っておいただくことが望ましい。(理由は一つ前の質問と同様)</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
7	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	審査会の遅れた場合には、訪問型サービスAの利用を差し控えたほうが良いと利用者に説明をした方が良いのか？	<p>要支援と見込み、暫定ケアプランで訪問型サービスAを利用していた方が、要介護の認定となってしまった場合、訪問型サービスAの利用分は介護給付に読み替えることが出来ないため給付することができなくなる。(運営基準等が全く違うため。)</p> <p>結果が要支援か要介護かどうか判断がつかない場合は、サービスの利用を控えることも手段の一つとして考えることができるが、利用者ごとに状況も異なるため、一律にそのように対応すべきと市の方で断言することはできない。</p> <p>例えば、要介護の暫定ケアプランも作成しておき有資格者によるサービス提供を実施しておいて、介護だった場合は提供したサービスを訪問介護とみなすという方法も手段の一つとして考えられる。</p> <p>利用者の状況等に合せて、サービス提供事業者と調整し、給付が受けられないような状況とならないよう、適宜対応していただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
8	平成29年3月17日 南大沢・堀之内ケアマネ交流会	ケアマネジメントCで作成するケアプランA表はケアプランの有効期間など記入項目が多くなる場合は、枠を広げて利用しても構わないか？	様式の項目が消えなければ枠を広げたり調整していただくことは構わない。記載しきれず、複数枚になっても問題ない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
9	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	介護予防ケアマネジメントの計画書作成に関して、パソコンのシステム上「介護予防サービス・支援計画表」としか印字されない場合、ケアマネジメント結果等記録票がなくてもよろしいか。	かいせい便りvol.1でお示した通り、当面の間は従前の東京都様式の利用は可能であるため、パソコンのシステム上「介護予防サービス・支援計画表」としか印字されないのであれば、そのままの運用でも差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
10	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	ガイドラインP137 月額報酬サービスの日割りとなる事由で、事業対象者→要支援となっているが、これは事業対象者→要支援2と理解してよろしいか。	事業対象者から要支援1または要支援2の認定を受けた場合をさしている。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
11	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	暫定ケアプランを作成するときは、介護のプランもやはり作成した方が良いのか。	<p>要支援2か要介護1か判断がつかない場合は、要支援・要介護両方の暫定プランを作っておいていただくことが望ましい。</p> <p>例えば、要支援2と見込んで暫定ケアプランを作成していたが、結果が要介護だった場合、要介護のケアプランが無いと給付が行えないが、単にケアプランの種類が違ふことで給付が受けられないことは利用者の不利益になるため、このようなケースについては、現在、要支援の暫定ケアプランを要介護のケアプランとみなし、「自己作成扱い」として給付を行うように対応している。</p> <p>しかし自己作成扱いとした場合、ケアプラン料については支払うことが出来ないため、ケアマネジャーが不利益を被ることになる。こうしたことを避ける為に、要支援・要介護、双方の暫定ケアプランを作成していただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
12	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	暫定ケアプランでサービスを利用する場合、訪問型サービスAを使っている際に、サービス事業者の有資格者で対応して欲しいと依頼して良いのか。	<p>暫定ケアプランで訪問型サービスAを利用していた方が見込み違いで要介護認定を受けてしまった場合に、給付できないということを守る手段の一つとして有資格者で対応しておくという方法があるが、市から必ずしもそうするように強制できるものではないため、各サービス事業者の判断によるところ。</p> <p>各サービス事業者と調整していただければと思う。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
13	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>予防訪問介護相当の利用対象者となる認知機能低下について、認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上と判定されている者と要件があるが、主治医の前では認知症状が少なく、軽く判断されてしまう人もいます。このような場合はどうすればよいか。</p>	<p>主治医もしくは認定調査のいずれかにより認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱa」以上と判定されている者が、予防訪問介護相当の対象となるため、主治医の判定が「Ⅱa」以上でなくとも、認定調査で「Ⅱa」以上となっていれば予防訪問介護相当となる。</p> <p>介護予防ケアマネジメントガイドラインp39の「予防訪問介護相当の利用対象者」の説明欄に小さい文字で記載があるため、併せて確認いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
14	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>ケアマネジャーがA・Bのサービスのモニタリングを残す際は、具体的にどうしたら良いか。</p>	<p>訪問型サービスAのモニタリングについては、サービス事業所からの実績報告等により、①サービス実施状況、②サービス利用時の利用者の状況、③サービス実施の効果について確認を行う。書面等によりこれらの情報提供を受けた場合はその書面を保管し、電話等により確認した場合は、確認した内容を支援経過に記載すること。</p> <p>訪問型サービスBのモニタリングについては、利用者の状態変化があった場合や、サービス提供団体から情報提供があった場合など適宜行うが、確認した内容を支援経過に記録すること。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
15	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	医師の認知症の判定に不服がある場合はどうしたら良いか。	<p>認知機能低下がある者として予防訪問介護相当サービスを利用する場合、医師の診断か、主治医または認定調査における認知症高齢者の日常生活自立度を基準に検討を行って頂く事となるが、決定済みの認定情報について、その主治医意見書や認定調査票を差し替えたり作り直す事は想定していない。</p> <p>これらの内容とケアマネジメント担当者との間で認識に差があり、実態に即していないと思われる場合は、区分変更申請等をご検討頂く事となる。</p> <p>その中で、主治医等とよく連携をとり、認識のギャップを埋めて頂ければと考える。</p> <p>なお、認知機能低下がある者以外で、予防訪問介護相当サービスの利用に該当する要件としては、八王子市介護予防ケアマネジメントガイドラインのP39を参照頂きたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
16	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	今までの生活支援のプランでは「必要時に〇〇をする」とできたが、訪問型Aでも同様なプランは可能か。	訪問型サービスAで提供できるサービス内容の範囲（生活援助）で、利用者の支援を行ううえで必要であればそのような記載でも差支えない。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
17	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	訪問型Aを利用して、開示したところ、Ⅱaと分かった場合、軽微な変更ということで良いのか。	<p>認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaであったということは、訪問型サービスAを利用できる状況と判断した時と状態の変化が起きている可能性があることから軽微な変更で取り扱うことはできない。</p> <p>認知症高齢者の日常生活自立度がⅡaと判断されたことを踏まえ、他に必要な支援がないかどうか担当者会議の中で確認をしていただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
18	平成29年4月4日 片倉ケアマネ交流会	<p>事業対象者が訪問系のサービスを利用していたが、福祉用具の利用をするために、認定を受け要支援1に認定を月途中で受けた場合、訪問系サービスは日割り事由になるとの理解で良いか。 単位数やサービスコードはかわらないと思うが何がどのように日割りになるのか。</p>	<p>事業対象者→要支援となった場合に、訪問系サービスの利用区分が変更となった場合（訪問型サービスⅠ（週1回程度）から訪問型サービスⅡ（週2回程度）に変更した等）は、事業対象者→要支援に変更となった日を起算日として日割り算定を行う。</p> <p>また、認定を受けた日以前にサービス利用がなかった場合は、事業対象者から要支援の認定に変更となった日を起算日として、要支援1の認定期間分のみ日割り算定を行い、変更日以前の分は日割り算定を行わない。</p> <p>一月を通してサービス利用区分に変更がない場合は、介護度の変更により報酬の変更が発生しないため、日割りを行わず月額包括報酬により請求を行って差し支えない。（日割りを行うと、月によっては月額包括報酬の単位を上回る可能性があるため。）</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
19	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	暫定プラン、要介護か要支援かわからない時点で、緊急にヘルパーを入れなければならない時がある。訪問Aで利用していて、結果が要介護だった場合は、どのように対応したらよいか？	<p>暫定プランで訪問型サービスAを利用したが、認定結果が要介護であった場合には、訪問型サービスAを介護給付のサービスである訪問介護へ読み替えることができないため（運営基準等が全く異なるため。）、保険給付ができなくなってしまう。</p> <p>給付が受けられないことを避けるために、暫定プランの利用を控えるのも一つの手段ではあるが、利用者ごとに状況や緊急度も異なるため、一律にそうしていただくとはいえられない。緊急にヘルパーが必要な場合であって結果が要支援か要介護か見極めが難しい場合は、要介護のプランも用意しておき、サービス提供事業所と調整のうえ、生活支援ヘルパーでなく有資格者にサービス提供してもらい、結果要介護であった場合はサービスを訪問介護、結果要支援であった場合には訪問型サービスAとみなすことも手段の一つとして考えられる。</p> <p>利用者の状況等に合せて、サービス提供事業者と調整し、給付が受けられないような状況とならないよう、適宜対応していただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
20	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	八王子市介護予防ケアマネジメントガイドライン（P95～96）にあるモニタリング実施について、担当ケアマネ個人でモニタリングの実施方法を選んで良いのか、委託包括との相談が必要か？	委託ケースの場合、原則としてモニタリングの実施方法も委託先にゆだねられるが、判断に迷う場合等は、包括に相談し、指示を仰いで頂きたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416
21	平成29年4月17日 めじろケアマネ交流会	サービス提供事業所から文書で実績報告を受けている場合には支援経過に記載なしでの文書のみで良いのか？	サービス提供事業所から文書で実績報告を受けている場合に、受け取った旨を必ずしも支援経過記録に残す必要はないが、報告の中に、何か気になる事など別途記録を残した方が望ましい事項があった場合等は、適宜経過記録にも記載し、今後のアセスメント等に活用されたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
22	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	A表の右上にある事業対象者と地域支援事業の違いは何でしょうか？	<p>「地域支援事業」とは、介護保険法における総合事業や包括的支援事業（地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備）等のことの総称である。（介護予防ケアマネジメントガイドラインp25の図を参照）</p> <p>一方、「事業対象者」とは、要支援認定を持っていなくても、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスや通所型サービス、介護予防ケアマネジメント等）を利用できる利用者のことをいう。事業対象者は「基本チェックリスト」を実施し、リスクがあると判定された場合に該当する。（基本チェックリストについては、介護予防ケアマネジメントガイドラインp50～p54を参照）</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
23	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	暫定の時の介護サービスが必要な際には総合事業のサービスと介護サービスの使い分けについてどのように考え繋がればよいか？（訪問介護と訪問型サービスAをどちらも提供している事業所の方が無難なのか？）	<p>暫定ケアプランを作成した時点で明らかに要介護認定になる状態像である場合は、訪問型サービスAを提供していない事業所を利用しても問題は発生しにくいと考えるが、要支援になるか要介護になるかわからない場合は、訪問介護と訪問型サービスAの両方を提供している事業所を選択していただく方が良いと考える。</p> <p>たとえば、要支援と見込み、暫定ケアプランで訪問型サービスAを利用していた方が、要介護の認定となってしまった場合、訪問型サービスAの利用分は介護給付に読み替えることが出来ないため給付することができなくなる。（運営基準等が全く違うため。）</p> <p>認定の見込み違いにより給付が受けられないことを避けるために、認定結果が確定するまでサービスの利用を控えることも手段の一つとして考えることができるが、利用者ごとに状況も異なるため、例えば、要介護の暫定ケアプランも作成しておき有資格者によるサービス提供を実施しておいて、介護だった場合は提供したサービスを訪問介護とみなすという方法も手段の一つとして考えられる。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
24	平成29年5月18日 もとはち南ケアマネ交流会	これまでのケアマネジメントから、ケアマネジメントA・Cに切り替わるタイミング。	<p>ケアマネジメントAまたはCを実施するためには、地域包括支援センターと利用者がケアマネジメントA・Cを実施する旨の契約を取りかわしている必要がある。ケアマネジメントA・Cは平成29年4月から始まったため、ケアマネジメントA・Cを実施する場合は従前から地域包括支援センターと契約している場合でも、あらためて契約する必要がある。</p> <p>契約書のとりなおしが済むまでは、ケアマネジメントA・Cは実施できませんので留意していただきたい（契約が済むまでは従来どおり介護予防支援の手順で実施することとなる）。</p> <p>なお、契約書のとりなおしのタイミングについては地域包括支援センターごとに異なりますので、受託居宅介護支援事業所の方は各地域包括支援センターに確認してください。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
25	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	<p>今後は手続きが簡単で有効期限がないという理由から、基本チェックリストを用いた更新によるサービス利用（事業対象者）が増えていくと思われる。</p> <p>プランの持ち件数について、ケアマネジャーはどのように考えて対応していけば良いのか。</p>	<p>国では介護予防ケアマネジメントの件数は担当件数から除外するとしているが、市としては課題として捉えている。</p> <p>ケアマネジャーの過剰な負担増につながらないよう、今後の国の動向を踏まえながら検討したい。</p>	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244
26	平成29年5月19日 長沼ケアマネ交流会	総合事業のサービス利用の曜日・時間が変わる場合、介護予防ケアマネジメントにおける取り扱いとして、軽微な変更として取り扱うことはできるか。	介護予防支援と同様の取り扱いになる。変更が一時的なものでなく、恒常的な場合は、軽微な変更としては取り扱えない。詳細は八王子市ケアマネジャーガイドラインを参照されたい。	介護保険課 給付担当 042-620-7416

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
27	平成29年5月23日旭町・子安ケアマネ交流会	他の地域包括支援センターのケアマネ交流会等で受けた質問等から、介護予防ケアマネジメントを実施するにあたっての留意点などあるか。	<p>認定申請中（区分変更や新規申請中）に要支援と見込んで暫定ケアプランで訪問型サービスAを使う場合、認定結果が要介護になってしまうと介護給付に訪問型サービスAと同様の基準のサービスが無い場合給付が行えなくなってしまう。</p> <p>給付が出来ない事態を避けるために、緊急でなければ認定結果が出るまでは訪問型サービスAの利用を控えていただきたいところ。どうしても認定申請中にサービスの利用が必要な場合は、予防・介護両方の暫定ケアプランを作成いただき、訪問介護事業所に有資格者によりサービス提供をしていただくよう調整していただければ、万が一要介護となっても、訪問介護の生活援助として救済することが可能となる。</p> <p>暫定ケアプランによる対応をされる場合に、要支援か要介護か判断しかねる時は総合事業のサービスだけに限らず介護・予防両方の暫定ケアプランを作成していただきたい。</p> <p>【補足】</p> <p>● 介護予防ケアマネジメントAにおいては二回目以降の担当者会議の省略およびモニタリング手法の簡略化が可能となっているが、実施するためには介護予防ケアマネジメントAおよびCを実施することが可能となっている契約書を地域包括支援センターと利用者が取り交わしていなければ実施できないので留意いただきたい。</p> <p>契約書の取り交わしが済んでいるか否か、また、いつ実施するのかについては各地域包括支援センターに御確認いただきたい。</p>	介護保険課 給付担当 042-620-7416
28	平成29年6月5日高尾ケアマネ交流会	今回の改正で委託を廃止した市区町村もあるようだが、八王子市はどうか？	本市では従来どおりの取り扱いとする。廃止等の予定も現段階ではない。	高齢者福祉課 地域包括担当 042-620-7244

■ 介護予防ケアマネジメントに関すること(八王子市 平成29年7月版Q&A)

NO.	説明会	質問内容	回答	問い合わせ先
29	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	「A」モニタリングは概ね3ヶ月に1回で良く、 自宅訪問でなくてもよいのか？	<p>介護予防ケアマネジメントAのモニタリングの頻度については、概ね3か月に1回で差支えない。</p> <p>介護予防ケアマネジメントAのモニタリングの手法については、介護予防支援および従前の介護予防ケアマネジメントより緩和しており、必ずしも自宅訪問でなくとも構わない。利用者にケアマネジメント実施事業所へ直接来ていただいたり、電話連絡であったり、なんらかの方法で利用者に対し3か月に一回モニタリングを実施できていれば差支えない。</p> <p>利用者の状況に応じ、適切にアセスメントが行える方法でモニタリングを実施いただきたい。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>
30	平成29年6月5日 高尾ケアマネ交流会	包括にて文書の保存期間5年間とのことだが、委 託事業所も5年間か？	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の給付に係る時効が、介護保険法に定める2年でなく、地方自治法に定める5年が適用されると解釈されるため、総合事業に関する書類の保存期間は5年となる。</p> <p>委託事業所において支援を継続している間は、5年間書類を保存することとなるが、委託が終了した場合は、文書は委託先事業所から委託元包括へ返却する形になるため、委託元包括で保管する事となる。</p> <p>なお、サービス提供事業所においても、総合事業のサービス提供に関する文書は5年保存となる。</p>	<p>介護保険課 給付担当 042-620-7416</p>